

報道発表資料

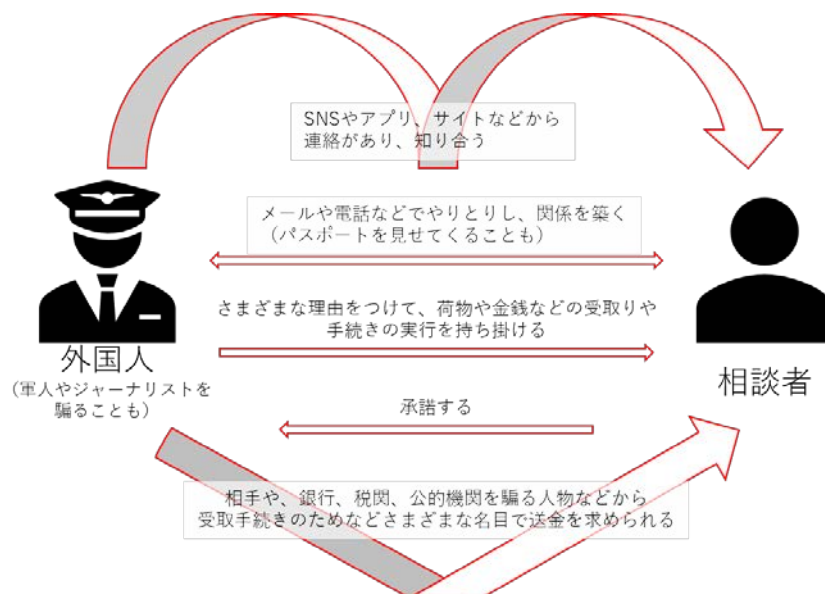
令和2年2月13日
独立行政法人国民生活センター

—愛のギフトを受け取ってほしい!?!—
それってもしかして「国際ロマンス詐欺」?

SNSやマッチングアプリなどインターネットで知り合った外国人と親しく連絡を取り合ううちに送金を迫られるいわゆる「国際ロマンス詐欺」に関する相談が継続して国民生活センター越境消費者センター（CCJ¹）に寄せられています。

国際ロマンス詐欺の送金させる手口はさまざまですが、特に、荷物等を送るので代わりに受け取ってほしいと言われ、受け取る際に通関料などの料金を請求されるという相談が目立っています。国際ロマンス詐欺は被害に遭ってしまうと金銭的救済が困難となるばかりでなく、信頼していた人から裏切られることによる精神的負担も大きいため、未然に防ぐことが重要です。そこで、国民生活センター越境消費者センターに寄せられている最近の事例を紹介するとともに、トラブルに遭わないよう注意を呼びかけます。

トラブルのイメージ図



¹ Cross-border Consumer center Japan の略。

1. 相談事例²（ ）内は受付年月、契約当事者の属性）

【事例1】受取人払いの料金を請求された

外国人との交流サイトで知り合ったソマリアで従軍しているという女性と仲良くなり、SNSでやりとりをしていたところ、日本に送る荷物があるので代わりに受け取ってほしいといわれた。承諾し、個人情報を知ったところ、配送事業者から受取人払いで50万円かかるとの連絡があり、数日以内に国際送金で支払うようにとせかされている。荷物を受け取るのにお金がかかると思っておらず、荷物の中身についても聞いていない。おかしいと思う。

(2019年11月受付 50歳代 男性)

【事例2】指定されたサイトでギフトの配送状況を確認すると、通関手数料を請求されていることがわかった

アメリカ人であるという男性からSNSにメッセージが届き、数週間やりとりをしていたところ、ギフトとして英語の教材を贈りたいと言われ、住所を教えた。その後、男性から「荷物を送ったので、配送状況の確認をしてほしい」と言われたので、指定されたサイトにアクセスしたところ、30万円の通関手数料が必要だと言われたので、「支払えない」と伝え無視していたところ、さらにペナルティーが加算されるとの連絡がきた。支払う必要があるのか。

(2019年10月受付 40歳代 女性)

【事例3】相手のパスポートが送られてきたので信用し荷物の受取りを承諾したら、高額手数料を請求された

シリアで活動しているオーストラリア人ジャーナリストと名乗る人物とマッチングアプリで知り合い、数週間通話アプリでやりとりや会話をした。シリアでの仕事の契約が終了し帰国する際に日本に来ることになり、荷物を受け取ってほしいと言われた。荷物の発送はイギリスの医師が行うというので、疑問を持ったが、相手と医師のパスポートが送られてきたので受取りを了承した。ところが、配送途中にトラブルがあり、タイの税関で差し止められたと連絡があったので、手数料として約200万円を振り込んだ。荷物が大金のため、日本に配送してもらうには、さらにペナルティーとして約400万円の支払いが必要であり、数日以内に振り込むよう迫られている。

(2019年8月受付 40歳代 女性)

【事例4】資産譲渡のためキャッシュカードの受取りを承諾すると、通関手数料を請求された

インターネットを通じて知り合った海外の女性とやりとりしていたところ、後日、アフリカの運送会社より、当該女性から慈善事業の一環として財産の一部を譲渡するので金融機関のキャッシュカードを受け取ってほしいという内容の郵便物を預かっているとメールが届いた。高額だったので断ったが、執拗に連絡があり受け取ることになった。その後、金融機関から、海外輸送手数料として約400ドルに加え、通関証明手数料1,400ドルを支払うように言われている。これらの手数料等を払えば直ちにキャッシュカードを発送するとのことだが、手数料の金額は妥当なものなのか。

² 国民生活センター越境消費者センター（CCJ）で受け付けた相談。

(2019年10月受付 60歳代 男性)

【事例5】日本へ渡航するための休暇取得費用を請求された

アメリカの軍人であるという男性とSNSで知り合いになった。相手から、日本へ渡航するため国連へ休暇を申請したいが、現在シリアにおいて許可書取得費用の支払いが困難であるので、代わりに国連へ850ドルを払ってほしいと依頼があった。国連を名乗る機関から届いたメールの情報を基に海外送金窓口へ向かったところ、銀行から、詐欺が多発しているため面識のない人物へ送金はできないと言われた。そのことを国連を名乗る機関へメールで伝えると、別の送金先を利用するよう指示があった。どうすればよいか。

(2018年12月受付 30歳代 女性)

2. 消費者へのアドバイス

(1) インターネットで知り合いになった面識のない海外の人と安易に荷物を受け取る約束をしない

インターネットで知り合いになった面識のない相手から荷物や金銭などを送りたいと言われても、安易に受け取る約束をしないようにしましょう。また、相手は実在するかわかりません。予期せぬトラブルに巻き込まれる可能性もあるので、個人情報の提供を求められた場合は、注意しましょう。

万が一、海外から身に覚えのない荷物が届いた場合は、受取拒否をしましょう。

(2) 手数料などを要求されても送金等しない

「国際ロマンス詐欺」の相談では、海外からの荷物や送金を受け取るための通関税や手数料などさまざまな名目で支払いを求め、さまざまな理由を付けて支払いを急ぐように迫る点が共通しています。

紹介した事例の他にも、実在の税関を騙っていると思われる通知文が送られてきたものがあり、また、公的な機関に所属しているという第三者などが登場して支払いを迫る「劇場型」の手口もみられます。

荷物を受け取る際などに手数料などの支払いを求められても、絶対に支払いをせずに、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

国際送金やギフトカードなどで支払いをしてしまうと、返金を受けるのは非常に難しいのが現状です。

(3) 周囲の人が巻き込まれていると思われる場合には消費生活センターへの相談を促す

恋愛感情や親切心を利用される国際ロマンス詐欺は、本人が巻き込まれていることを認識していないこともあります。周囲の第三者が気づきサポートしたことで被害を未然に防いだ事例もあります。本人に話を聞かないままに対応しようとすると本人が態度を硬化してしまうこともあるため、本人の話をよく聞き、おかしい点を本人と一緒に考えていくなど冷静に対応することが重要です。本資料や下記で紹介をする関係機関による注意喚起の資料などを提供し、消費生活セ

ンターへの相談を促しましょう。

(4) 不安に思ったら、送金等をする前に、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談する

手数料などの何らかの料金を払うように迫られたり、おかしいと思うことがあれば、ひとりで悩まずにすぐに最寄りの消費生活センターに相談をしましょう。一度、送金等をしてしまうと、その金銭を取り戻すのは非常に困難ですので、支払いをする前に相談をしましょう。

*消費者ホットライン「188 (いやや!)」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

<参考> 関係機関等による注意喚起

独立行政法人日本貿易振興機構

<https://www.jetro.go.jp/contact/faq/419.html#t6>

外務省

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=70239>

アメリカ合衆国 連邦捜査局 (FBI : Federal Bureau of Investigation)

<https://www.fbi.gov/news/stories/romance-scams>

3. 情報提供先

消費者庁消費者政策課 (法人番号 5000012010024)

内閣府消費者委員会事務局 (法人番号 2000012010019)